

障害児支援について

1 児童福祉法の改正等について

令和4年6月に、

- ・ 児童発達支援センターの役割・機能の強化
 - ・ 放課後等デイサービスの対象児童の見直し
- 等を内容とする児童福祉法の改正が行われました（令和6年4月1日施行）。

児童発達支援センターの役割・機能の強化については、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化し、今後、児童発達支援センターが、

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

の4つの機能を発揮することなどにより、多様な障害のある子どもとその家族への適切な発達支援と子育て支援の提供につなげていくとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図ることとされています。

また、児童発達支援センターの類型（医療型・福祉型）の一元化を行うことにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにすることとされました。

放課後等デイサービスの対象児童の見直しについては、これまで、専修学校・各種学校へ通学している障害児は放課後等デイサービスを利用することができなかったところ、それらの児童であっても、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合については、給付決定を行うことを可能としました。

これらの改正事項の施行は、令和6年4月1日からとなります。今後、国からの通知事項については、随時、県ホームページに掲載するとともに、メールでお知らせしますので御留意ください。

（※ 県からの各種お知らせが受信できるよう、メールアドレスの登録、変更時の連絡について御協力をお願いします。）

2 障害児通所給付費の適切な執行について

会計検査院による令和3年度検査において、一部の児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所で「児童指導員等加配加算」が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されていることが指摘されました。

当該指摘については、全国的に同様の事例が発生しており、過大な支給が発生した理由として、事業所における児童指導員等加配加算の制度の理解が十分ではないことなどが挙げられているところです。

今後、国から当該指摘を踏まえた児童指導員等加配加算の届出様式等が新たに示されることとなっていますので、通知があり次第、県ホームページに掲載するとともに、メールでお知らせしますので御留意ください。

[会計検査院の指摘内容]

- ・ 8都県及び11市（鹿児島県・鹿児島市を含む）における438事業者の児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所（合計537事業所）における児童指導員等加配加算の算定状況を検査したところ、96事業者の119事業所において、障害児通所給付費の算定に当たり、児童発達支援管理責任者が配置されていない期間であるにもかかわらず、児童指導員等加配加算として所定の単位数が加算されていた。
- ・ 児童指導員等加配加算が算定されていた理由として以下の理由が挙げられた。
 - ① 児童指導員等加配加算の制度の理解が十分でなかったことから、児童発達支援管理責任者は算定基準等における児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者には含まれないと考えていたため、児童発達支援管理責任者を配置していない期間でも児童指導員等を所定の人数に加えて配置していれば、児童指導員等加配加算を算定できると誤解していたため。
 - ② 加算届の様式には児童発達支援管理責任者の配置状況についての記載欄がないため、児童発達支援管理責任者を配置していない期間でも児童指導員等加配加算を算定できると誤解していたため。
 - ③ 児童指導員等加配加算の制度については理解していたものの、児童指導員等加配加算を算定するに当たっての事業所における児童発達支援管理責任者の配置状況の確認が十分でなかったため。

3 安全計画の策定及び送迎車両への安全装置の設置の義務化について

(1) 安全計画について

こどもの安全の確保については、保育所の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい重大事案が繰り返し発生する中、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正が行われ、障害児入所施設及び障害児通所支援事業所については、令和5年4月1日より、「安全計画」を各施設・事業所において策定することが義務付けられることとなっています（令和6年3月31日まで努力義務）。

各施設・事業所が安全計画を策定にするに当たっての留意事項等は、別途、国から示されることとなっています。通知があり次第、県ホームページに掲載するとともに、メールでお知らせしますので御留意ください。

(2) 送迎車両への安全装置の設置について

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、障害児の見落としを防止する装置（以下、「安全装置」という。）を備えることが義務づけられることとなっています（令和6年3月31日までは努力義務）。

安全装置の導入に当たっては、国土交通省において、こどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として最低限の要件を定めたガイドラインが策定されており、当該ガイドラインに適合する安全装置のリストが、内閣府のホームページにおいて公表されていますので、リスト掲載の装置を導入するようお願いいたします。

[リストの掲載ページ]

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>

また、安全装置の導入、登園管理システムやICTを活用した子どもの見守り支援など、子どもの安心・安全対策に資する機器等の導入に必要な経費の一部については、令和5年度に補助を行う予定としています。

補助申請の受付スケジュールについては、改めてお知らせします（補助事業概要は別添参照）。

送迎に当たっての安全管理マニュアルは、別添参考資料を御確認ください。

さらに、国において、マニュアルの適切な運用のための「研修動画」が作成されていますので、併せて御活用ください。

[研修動画掲載ページ]

<https://www.youtube.com/watch?v=0feDbZ1fQ9M>

児童発達支援センターの役割・機能の強化

<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化した。が、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

<改正の内容>

- ① **児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化**する。

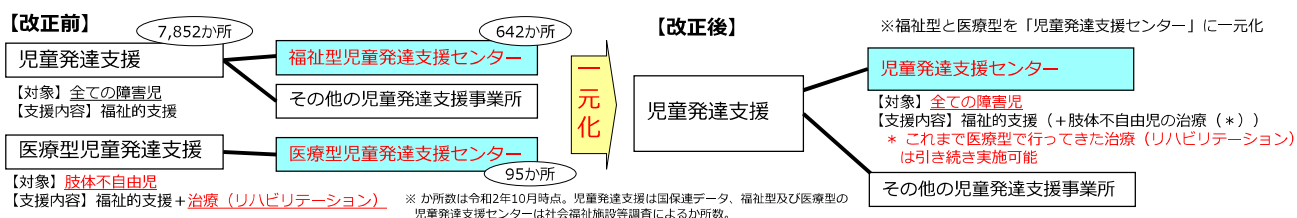
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につながるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。

＜「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ＞

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

- ② **児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化**を行う。

⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。



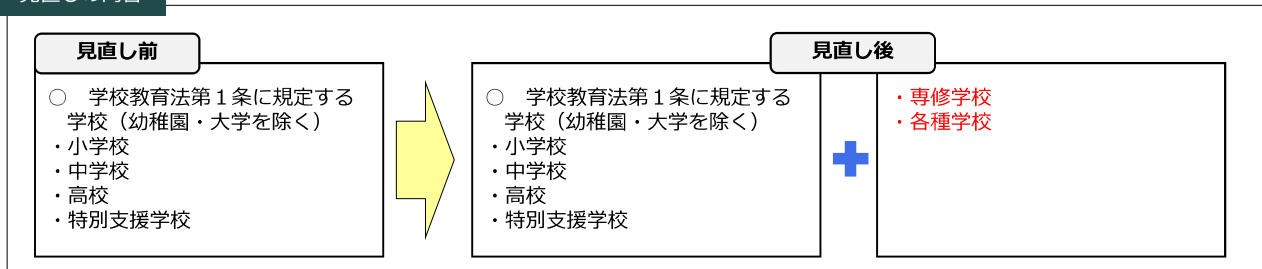
放課後等デイサービスの対象児童の見直し

- 放課後等デイサービスについては、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児」を対象としており、**義務教育終了後の年齢層（15～17歳）で、高校ではなく、専修学校・各種学校へ通学している障害児は利用することができない。**そうした子ども達の中には、学校終了後や休日に発達支援を特段に必要とせず自立的に過ごすことができる場合もあれば、**障害の状態・発達段階や家庭環境等により発達支援を必要とする場合もある。**
- このため、専修学校・各種学校へ通学している障害児であっても、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる**発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合については、放課後等デイサービスの給付決定を行うことを可能とする。**

※ 本件は、平成30年地方分権改革推進提案における自治体の提案を踏まえたもの。

※ 施行期日：令和6年4月1日

見直しの内容



対象者のイメージ




- 障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合

所在確認や安全装置の装備の義務づけ

1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

2. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等^(※1)の所在を確認  
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備^(※2) 及び 当該装置を用いて、
降車時の①の所在確認 

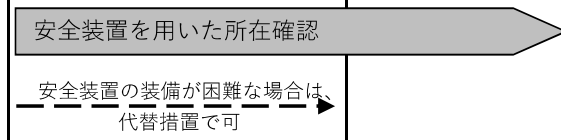
※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。

※2 国土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。

3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり



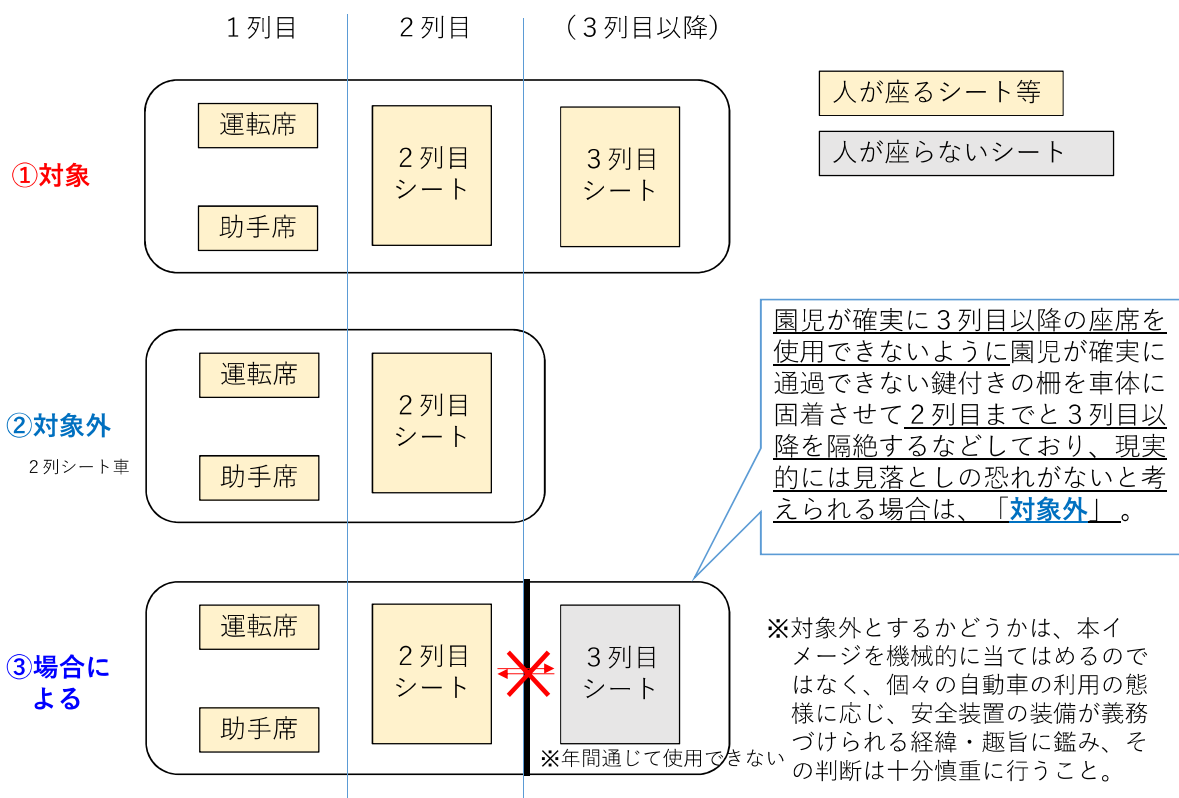
令和5年4月1日

令和6年4月1日

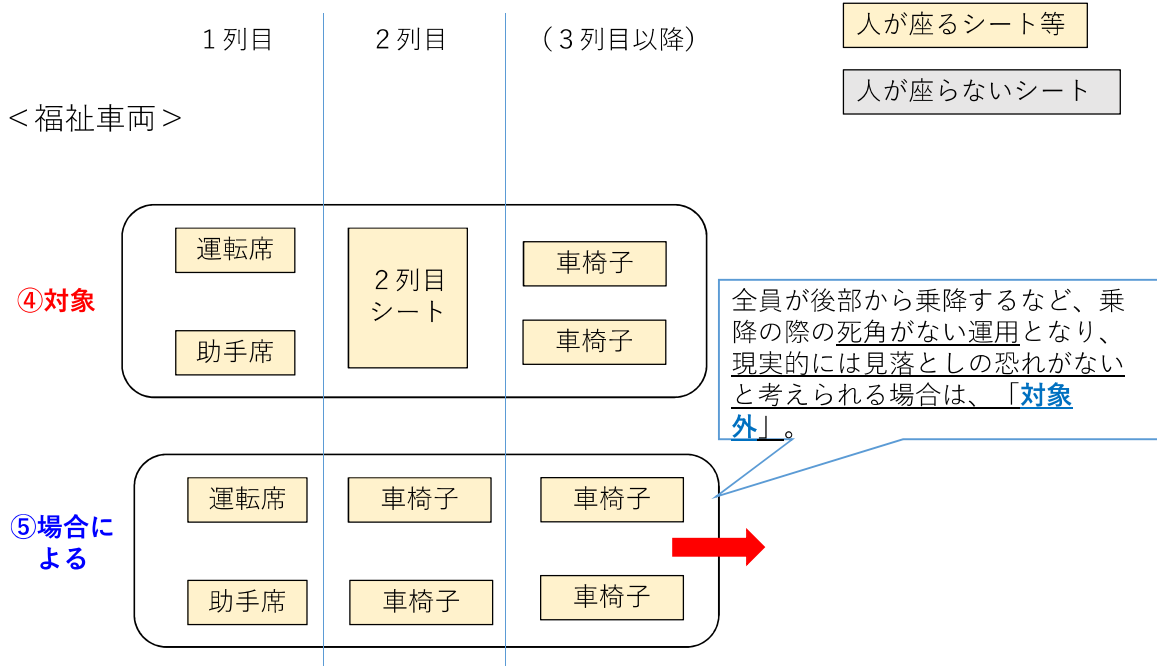
<代替措置の例>

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

(参考) 内閣府、文部科学省、厚生労働省による改政府省令等一覧

改正する法令・通知	①と②ともに義務付ける施設・事業(就学前・障害児)	①のみ義務付ける施設・事業(小学生以上など)	所管	改正する法令・通知	①と②ともに義務付ける施設・事業(就学前・障害児)	①のみ義務付ける施設・事業(小学生以上など)	所管
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)	幼保連携型認定こども園	—	内閣府 文部科学省 厚生労働省	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)	・指定児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス	左記以外の指定障害児通所支援事業	厚生労働省
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三條第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)	幼保連携型以外の認定こども園	—	内閣府 文部科学省 厚生労働省	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)	—	指定障害児入所施設	厚生労働省
学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)	・幼稚園 ・特別支援学校	・小学校以上の学校(特別支援学校を除く) ・専修学校	文部科学省	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)	—	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	厚生労働省
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	・保育所 ・児童発達支援センター	保育所以外の児童福祉施設(助産施設、児童遊園、児童家庭センターを除く)	厚生労働省	「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年雇発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	認可外保育施設(ベビーシッターを除く)	認可外保育施設(ベビーシッターに限る)	厚生労働省
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)	・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	厚生労働省	「多様な保育促進事業の実施について」(平成29年雇発第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	広域的保育所等利用事業	—	厚生労働省

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置

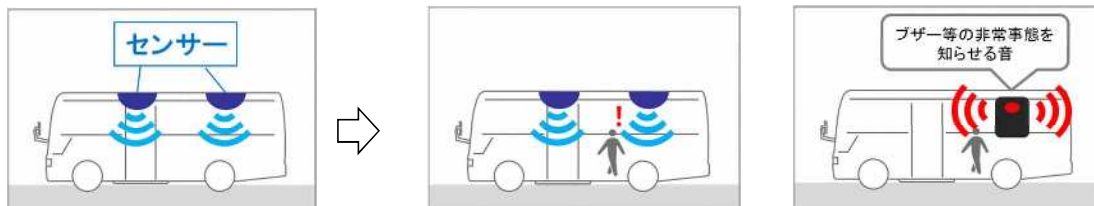


エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す**車内向けの警報**

車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

確認が一定時間行われない場合、**更に、車外向けに警報**

自動検知式の装置



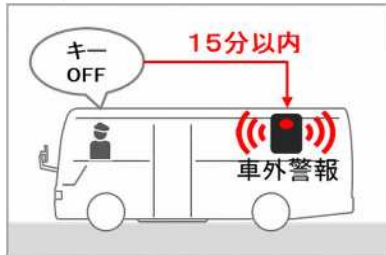
エンジン停止から一定時間後に**センサーによる車内の検知**を開始

置き去りにされたこどもを検知すると、**車外向けに警報**

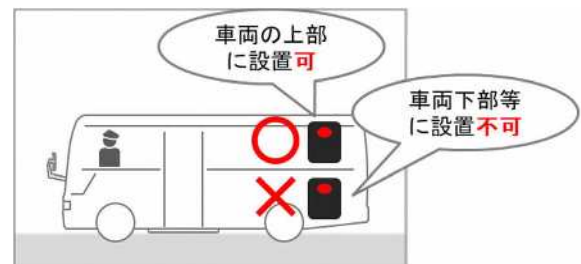
ガイドラインにおいて規定された主な要件

① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

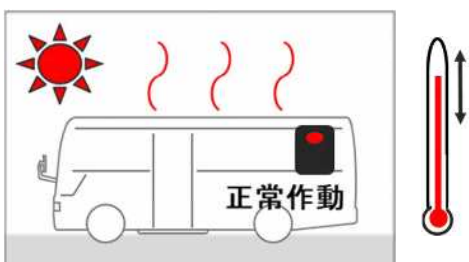
※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること

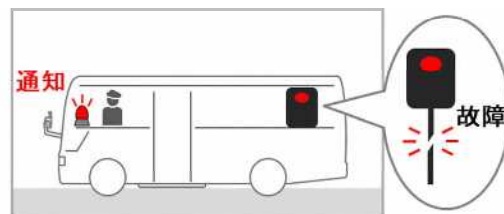


③ 十分な耐久性を有すること
例) -30~65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



こどもの安心・安全対策支援事業

〈障害者総合支援事業費補助金〉 令和4年度第2次補正予算額 33億円

1 事業の目的

- 障害児通所支援事業所に通う子どもの安全対策を強化するため、登園管理システムの普及、送迎バスの安全装置改修支援など、子どもの安全を守るための支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

(1)送迎バスの改修支援

- 【概要】 障害児の送迎用バスへの安全装置の装備を支援
- 【対象】 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所
- 【補助基準額】 市場価格を踏まえ設定
- 【補助割合】 定額(事業者の負担を最小化するため市場価格を踏まえた定額を支援)

(2)登園管理システム支援

- 【概要】 適切な登園管理を行うため、施設の安全計画等において明記された登園管理システムの導入に必要な経費を支援
- 【対象】 児童発達支援事業所
- 【補助基準額】 1事業所当たり 20万円(併せて端末購入等を行う場合:70万円)
- 【補助割合】 国:3/5、都道府県・指定都市・中核市:1/5、事業者:1/5

(3)ICTを活用した子供の見守り支援

- 【概要】 ICTを活用した子供見守りサービスなどの安全対策に資する機器等を導入に必要な経費を支援
- 【対象】 児童発達支援事業所
- 【補助基準額】 1事業所当たり 20万円
- 【補助割合】 国:3/5、都道府県・指定都市・中核市:1/5、事業者:1/5

3 実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市